

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年9月までの期間、60年6月から同年9月までの期間、同年12月及び61年1月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から58年3月まで
② 昭和58年10月から59年9月まで
③ 昭和60年6月から同年9月まで
④ 昭和60年12月及び61年1月

60歳近くになり、年金受給額を知りたいと思い社会保険事務所（当時）に行った際に、未納期間が4期間あると言われた。

加入手続は、私がA市役所B地区事務所（現在は、A市C区役所）において行い、申立期間の保険料は金融機関で納付した。私は加入した以上はきちんと保険料を納付する性格であり、申立期間の保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④について、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、付加保険料を納付するなど、納付意識は比較的高かったものと認められる。

また、申立期間②、③及び④のいずれについても、その前後の期間の保険料は付加保険料を含めて納付済みであり、当該期間は付加保険料を含めた納付書が発行されたものと考えられることから、申立期間②、③及び④の保険料を納付意識の比較的高かった申立人が付加保険料を含めて納付したと考えても不自然ではない。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録

により昭和 58 年 6 月ごろに申立人の元妻と連番で払い出されたものと推認
できることから、その時点では、申立期間①のうち 55 年 4 月から 56 年 3 月
までの期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、何年分かの保険料をまとめて納付したことはないとして
いる上、申立人の元妻も申立期間①の保険料が未納となっている。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確
定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当た
らない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
申立期間②、③及び④の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していた
ものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から55年3月まで

年金記録問題が話題となり、自分自身の年金が不安になったため年金相談センターに出向いたところ、申立期間について納付の事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和52年7月は、夫が会社を設立登記した時期であり、社会保険事務所（当時）から厚生年金保険か国民年金の加入の選択を迫られ国民年金に加入したことを覚えている。夫が夫婦二人分の保険料を支払っていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとするその夫も、自身の国民年金手帳記号番号の払出し時期以降の保険料をすべて納付しているなど、申立人の夫の納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は、その夫が会社を設立した昭和52年7月に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は55年5月26日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、53年4月から55年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であり、事実、申立人の夫に係る当該期間の保険料は過年度納付されていることが確認できることを考慮すると、納付意識の高い申立人の夫が、過年度納付が可能であった当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間のうち昭和52年7月から53年3月までの期間については、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出し時点では、時効により保険料を納付することができず、申立人の夫がまとめて納付したとする金額は、夫婦二人分の53年4月から55年3月までの保険料額の合計金額とほぼ一致していることから、特例納付をうかがわせる事情は見当たらない。

また、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私たち夫婦は、昭和39年2月に結婚してA市に転入してきた。その際、A市役所において国民年金の説明を受け加入手続を行い、納付してきたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、国民年金受付処理簿の手帳送付年月日から申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年7月ごろに払い出されたことが推認でき、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された時期以降の保険料をすべて納付している上、申請免除期間についても追納しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人に係る特殊台帳により、昭和40年4月から42年3月までの期間の保険料を42年8月8日に過年度納付し、申立期間直前の39年2月及び同年3月の保険料を45年12月25日に特例納付していることが確認できるなど、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から59年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和58年5月から59年3月までの期間、日本国内に住所を有しないため、国民年金に加入できない期間であるが、保険料の還付記録が確認できないので、納付した保険料をお返しするという回答を受け取った。

当時居住していたA市で昭和58年度分の保険料を前納してから、昭和58年5月に出国したが、住所をB国に移したことは無い。

帰国後、C市に転居したが、出国前に国民年金保険料を前納したのに申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和58年4月から59年3月までの保険料を58年5月16日に前納した領収書を所持していることから、申立期間の保険料を納付したことが確認できる。

また、申立人の特殊台帳及びオンライン記録から、未加入期間とされた申立期間の保険料が還付されたことが確認できない。

さらに、申立人は、住所をB国に異動したことは無いと主張しており、事実、申立人の改製原戸籍附票でも申立人がB国に住所異動したことは確認できないことから、申立期間を含む昭和58年5月から59年6月までの期間は、強制加入期間であったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から4年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、勤め先を辞めるごとに厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っており、時期は覚えていないが未納期間の保険料を全部納付しようと思い、A市役所の年金課に出向いたところ、昭和59年12月から60年3月までの期間については時効により納付できないとの説明を受けたので、申立期間である平成3年9月から4年3月までの期間の保険料のみをまとめて納付したことは確かであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であるとともに、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである上、昭和56年5月及び平成元年5月には、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適正に行われているなど、申立人の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人に係るオンライン記録から、「納付書作成 平5.6.7」と記載されていることが確認できることから、送付されてきた納付書により申立期間の保険料をまとめて納付したとする申立内容には信憑性^{びよう}が認められる上、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付したと考えるのも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月及び同年3月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

昭和46年3月ごろ、私の父が国民年金委員をしている親戚に私の国民年金加入手続を依頼し、私の国民年金保険料は両親が自身の保険料と一緒にその年金委員に納付していた。

私の両親の国民年金保険料はすべて納付済みであるのに自分の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとするその両親は、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の住所があったA市では、申立期間当時、国民年金委員による国民年金保険料の戸別集金が行われており、同市役所の保管する国民年金委員名簿により申立人の親戚が同委員に委嘱されていたことが確認できることから、申立内容には信^{びょう}憑性が認められる。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から昭和46年2月26日に払い出されていることが確認でき、この時点において、当該年金委員を通じて申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったことを考慮すると、納付意識の高かった申立人の両親が自身の保険料と一緒に申

立人の保険料を納付したと考えることは不自然でない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金には昭和44年9月ごろに母がA町役場（現在は、B町役場）において加入手続を行い、保険料も母が毎月、自治会の集金人に家族の分と共に納めていたと思っていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び家族の保険料を納付したとするその母は、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、昭和36年4月から60歳到来の59年*月までの*か月の長期間にわたり、保険料をすべて納付している上、49年1月からは両親共に付加保険料も納付しているなど、申立人の母及び家族の納付意識は高かったことが認められる。

さらに、申立人に係る特殊台帳により、申立期間前の昭和44年9月から同年12月までの保険料を第1回特例納付期間内に特例納付し、45年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、納付意識の高かった申立人の母が申立期間の保険料のみを過年度納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から52年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、国民年金の加入年数に対して長い未納期間があることが分かり不思議に思い、改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付の事実が確認できないとの回答を受け取った。

昭和50年5月21日に厚生年金保険の適用事業所を退職した際に、会社の担当者から国民年金への加入を勧められ、私がA市役所（現在は、B市役所C支所）の窓口において国民年金の加入手続を行った。

保険料の納付方法や保険料額は覚えていないが、加入すれば、市役所から納付書の送付や加入してから2年間も納付していなかったとしたら、督促の通知などがあると考えますが、そのようなものを受け取った覚えも無く、未納とされていることに納得がいかない。私より2年程早く国民年金に加入した母は、保険料を集金人に納めており、私の分も一緒に納めていたとも考えられるので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月21日に厚生年金保険の適用事業所を退職した際に、会社の担当者から国民年金への加入を勧められ、自身が市役所窓口において加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は同年7月31日に払い出されたことが確認できるとともに、A市役所作成の国民年金被保険者名簿には、同年5月21日を資格取得日として同年6月17日に国民年金手帳が交付された記載があることから、申立内容には信^{びょう}憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付し

ている上、昭和 52 年 9 月から 169 か月もの長期間にわたり付加保険料も納付し、その後は国民年金基金に加入するなど、納付意識の高いことがうかがえるとともに、申立人が同居し共に家業を営んでいたとするその母は、48 年 3 月国民年金に任意加入し 60 歳到達までの 126 か月にわたり付加保険料もすべて納付しており、申立人の母の納付意識も高いことがうかがえる。

さらに、申立人の居住地では、申立期間当時に市役所の徴収員による訪問収納が行われており、申立人の母の申立期間における保険料は、納付済みであることを考慮すると、納付意識の高い母が申立人の保険料も一緒に徴収員に納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、当該事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年9月18日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和45年3月に高校卒業後、同年3月20日ごろからA事業所に勤務し、仕事を始めたが、そのときに厚生年金保険に加入した記憶がある。

所持する厚生年金保険被保険者証では、「初めて資格を取得した年月日」が、昭和45年4月1日となっているので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年3月20日ごろから、A事業所に勤務し、仕事を始めた。」と申し立てているが、社会保険事務所（当時）が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和45年9月18日となっている。

しかし、申立人が所持する厚生年金被保険者証には、「初めて資格を取得した年月日」欄に「昭和45年4月1日」と記載されていることが確認できる。

また、上記厚生年金保険被保険者証の記載から、被保険者台帳の記号番号は、申立人の基礎年金番号と同一であることが確認できるところ、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿における当該記号番号の欄には、被保険者の氏名、生年月日、資格取得年月日等の記載が一切確認できない上、前後の記号番号が、昭和45年4月ごろに払い出されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A事業所は、申立人が昭和45年4月1日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和45年9月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

新潟厚生年金 事案 914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年8月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月21日から同年8月6日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

当時の給料支払書及び出勤簿を保管しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払書及び出勤簿により、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和50年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の資格喪失日は退職日の翌日となるのに対し雇用保険の記録における資格喪失日は退職日となるが、申立人に係る社会保険事務所の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したと

は考え難いことから、事業主が昭和 50 年 7 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から46年3月まで

年金問題の報道を契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受け取った。A市役所に勤務していた叔父から、20歳になったら国民年金に加入する必要があると聞かされ、昭和43年に叔父を介して加入手続を行い、その後の保険料は住居に比較的近い郵便局又はA市役所B支所（現在は、A市C区役所D連絡所）などにおいて納付していたはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は既に亡くなっているため、加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は、「20歳になった昭和43年*月ごろ、母親が国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれていたはずである。」としているが、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年7月31日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間のうち43年5月から44年6月までの期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、保険料をまとめて納付したことをその母から聞かされたこともなく、自身で保険料をまとめて納付した記憶も無いとしている上、申立人の母も申立期間当時は国民年金に未加入であったなど、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、別の国民年金手帳を所持した記憶は無いとしており、氏

名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年7月から53年3月まで
年金記録問題が話題となり、自分自身の年金が不安になったため年金相談センターに出向いたところ、申立期間について納付の事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和52年7月は、私が会社を設立登記した時期であり、社会保険事務所(当時)から厚生年金保険か国民年金の加入の選択を迫られ、国民年金に加入したことを覚えている。夫婦二人分の保険料を私が支払っていたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を設立した昭和52年7月に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は55年2月21日に払い出されたことが確認できることから、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人がまとめて納付したとする金額は、夫婦二人分の昭和53年4月から55年3月までの保険料額の合計金額とほぼ一致していることから、特例納付をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から45年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から45年3月まで

年金受給手続を行ったことを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、過去に厚生年金保険加入期間と国民年金加入期間の重複期間が判明して、保険料還付金が支給済みとの回答を受け取った。

私は、年金関係書類をすべて保存しており、保険料を還付されたとする関係書類は手元には無く、還付金を受け取った記憶も無いので、申立期間の保険料が還付されたことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の還付金を受領していないと主張しているが、還付決定日以前の国民年金加入期間に未納が無いことから、国民年金保険料が還付されていることに不自然さは見当たらない。

また、申立人に係る特殊台帳は、還付金額や還付決定日とともに申立期間の保険料について還付処理されたことが明確に記載されている上、A市役所作成の国民年金被保険者名簿からも、申立期間について保険料が還付されたことが確認できることから、その記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から52年4月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和45年5月から52年4月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和45年当時、私の父はA町役場（現在は、B市A町事務所）に勤務しており、私は進学浪人であったため、父が「国民年金の保険料は早めに払っておいた方が得だ。俺がお前の保険料を代わりに払っているからな。」と言ったのを覚えている。

また、当時同居していた私の姉は、国民年金手帳の記載によると、姉とは何の関係もない私の20歳の誕生月である昭和45年*月*日に国民年金被保険者資格を取得しており、公平な私の父が、私の20歳の誕生月に姉の加入手続きのみを行って私の加入手続きを行わなかったとは考えられず、申立期間が未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付についてはその亡父が行っていたとし、申立人自身は関与していないことから、申立期間当時、申立人と同居していたその姉に聴取したが、その当時の申立人に係る具体的な納付状況等は不明である。

また、申立期間は、オンライン記録により、国民年金の未加入期間であることが確認でき、保険料を納付することができない上、申立人に対し、当時、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、その姉の国民年金の資格取得年月日が昭和45年*月*日であり自分の20歳の誕生月であると主張するが、申立人の姉に係る国民年

金加入手続の時期は、オンライン記録により 45 年 6 月であると推認できることから、申立人の 20 歳の誕生月に国民年金の加入手続が行われたものとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月から12年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納になっていることを知った。

国民年金保険料は、父が、積立預金の集金のために自宅に来ていた金融機関の渉外係に、納付書と現金を手渡しして納付依頼をしていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父は、積立預金の集金のために申立人宅を訪問していた金融機関の渉外係に申立人に係る納付書及び保険料を渡し、納付を依頼していたとしているが、当該金融機関に照会したところ、申立人の納付済み期間である平成12年4月以降の保険料については納付の事実が確認できるものの、申立期間については納付の事実を確認することができなかった。

また、オンライン記録により、「納付書作成 平13.12.7」と確認できることから、この時点で時効になっていない平成11年11月から12年3月までの過年度保険料に係る納付書が発行されたと考えられるが、申立人の父は、当該納付書を受け取った記憶は無いとするとともに、申立人の家族と取引のある金融機関（2機関）からの回答によっても、当該期間の保険料納付を確認することができなかった。

さらに、申立期間は平成9年1月以降の期間であり、このころには事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生ずる可能性が少なくなっている上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間についての納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は国民年金に加入しようと思い、夫がA市役所の窓口に出向き相談を行った。担当者から「国民年金に加入するには最初から保険料を納付しなければ国民年金には加入できない。」との説明を受けたので、納付書を作成してもらい保険料の納付を行った。

A市役所の担当者の指示どおりに、最初から保険料を納付しなければいけないとする昭和36年4月からの保険料を納付してきたつもりでいたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその夫は、加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年8月12日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人に係る特殊台帳により、昭和51年4月から53年3月までの期間の保険料を53年7月26日に過年度納付し、申立期間直後の41年4月から45年12月までの期間及び47年12月から51年3月までの期間の保険料を53年12月29日に特例納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料を申立人の主張どおり納付していたことをうかがわせる事情は見受けら

れない上、申立人が実際に納付した月数は、将来国民年金の受給権を得るために、さかのぼって納付が必要な月数を考慮していると考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から33年4月1日まで

年金裁定手続の際に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、記録が無い旨の回答を受けた。

大学を卒業した昭和22年4月にA商店に入社し、40年8月31日まで継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立期間当時にA社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の元従業員の証言から、申立人が申立期間の一部について、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「昔の帳簿は廃棄して保存していない。」と回答していることから、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間のうち、昭和26年8月25日以前の期間について、申立人は、「個人経営であったA商店に勤務していた。」と主張しており、商業登記の履歴事項全部証明書の記載から、A社は、同年8月26日に設立されたことが確認でき、同社は、同年8月25日以前については個人事業所であったと認められる。

また、オンライン記録から、当時、A商店は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるが、個人事業主の同居家族は、厚生年金保険法上、厚生年金保険の被保険者となることができないとされているところ、申立人と当該事業所の事業主は親子関係にある上、申立人に係る改製原戸籍附票に

において、申立人の当時の住所地が、事業主の住所地と同一であることが確認できることから、事業主の同居家族である申立人は、当該事業所において、厚生年金保険に加入することができない。

- 3 申立期間のうち、昭和 26 年 8 月 26 日以降の期間について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当時、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元同僚 4 人のうち 2 人は、「入社日と厚生年金保険の加入記録は一致している。」と証言しているものの、そのほかの同僚 2 人は、「入社日と厚生年金保険の加入記録は一致していない。」と証言している上、そのうちの同僚 1 人は「私と同月に厚生年金保険に加入した他の同僚 4 人も厚生年金保険に加入する以前に入社していた。」と証言していることから、当時、同社では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたものとは考え難い。

- 4 さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月から29年4月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A県B郡C村（現在は、A県B市）のD事業所に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

50年以上前のことで、よく覚えていないが、D事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A県B郡C村に所在するD事業所に季節労働者として勤務していた。」としているが、当該事業所の詳細な所在地や事業主の氏名を記憶していない上、オンライン記録において、D事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人がD事業所で一緒に勤務したと記憶している同僚に照会したものの、申立期間当時における申立人の勤務実態に関する具体的な証言は得られない。

さらに、B市役所が保管する市史及び同僚の証言から、申立期間当時、申立人が勤務していたのはC村にあったE社F事業所であると推認できるところ、事業所に係る職歴審査照会回答票（個人情報）には、申立期間において申立人の氏名は無い。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月6日から28年1月31日まで
② 昭和28年8月1日から29年3月1日まで
③ 昭和36年2月19日から同年8月5日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①については、A社（現在は、B社）に、申立期間②及び③については、C社にそれぞれ勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が名前を記憶している複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「当時の資料は、健康保険厚生年金被保険者報酬月額変更（算定基礎）届（昭和26年7月31日現在）以外に保管されておらず、当時の状況は確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間①におけるA社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録から、昭和30年7月6日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「A社では、30年7月ごろまで全員を厚生年金保険に加入させていたのではなく、任意で厚生年金保険に加入させていたようである。事実、私も29年2月ごろから同社で勤務を始めた」と記憶している。」と証言している。

これらのことから判断すると、A社では、申立期間①当時、すべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがう

かがえる。

- 2 申立期間②について、オンライン記録により、申立期間②当時にC社で厚生年金保険の被保険者資格を有する16人のうち、連絡の取れた4人に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうちの3人は申立人のことを記憶しておらず、残りの1人は申立人のことを記憶しているものの、勤務期間等の具体的な証言を得ることはできず、申立期間②における申立人の勤務実態が確認できない。

また、C社は既に解散しているため、当時の人事記録及び給与関係等の書類を確認することができない上、オンライン記録から、申立期間②当時、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間②当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られず、申立期間②における申立人の勤務実態が確認できない。

- 3 申立期間③について、オンライン記録から、申立人は昭和36年1月4日にC社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年2月19日に喪失していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、昭和35年10月16日にC社において被保険者資格を取得し、申立期間③中も引き続き厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚は、「申立人のことを覚えているような気がするけど、勤務期間等は分からない。」と証言しており、申立期間③における申立人の勤務実態が確認できない。

また、申立期間③当時、オンライン記録により、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間③当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られない。

さらに、C社は既に解散しているため、当時の人事記録及び給与関係等の書類を確認することができないことから、申立期間③における申立人の勤務実態が確認できない。

- 4 申立人は、申立期間①、②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、各申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
: ② 昭和 44 年 4 月 30 日から同年 5 月 21 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、両申立期間が厚生年金保険加入期間となっていないことが分かった。

申立期間①については、A社に、申立期間②については、A社かB社に勤務していた。

申立期間①及び②の厚生年金保険料は給与から控除されていたことを記憶しているので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、申立期間①当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、解散時の事業主は、「自分は、昭和 40 年に入社し、申立期間当時は、経理事務等に携わっていなかったことから回答できない。」としていることから、申立人の申立期間当時における当該事業所での勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、上記同僚の一人は、「厚生年金保険の加入は、入社後 1 か月後だったと記憶している。」と証言しており、事実、オンライン記録からその同僚の厚生年金保険の資格取得日は、記憶している入社日の 1 か月後であることが確認できることから、当時、A社では、必ずしも採用と同時に従業員を厚

生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性がある。

- 2 申立期間②について、A社は既に解散しており、解散時の事業主は、「自分は、昭和40年に入社し、申立期間当時は、経理事務等に携わっていなかったことから回答できない。」としていることから、申立期間②当時における同社での勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間②当時、オンライン記録により、A社に係る厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間②当時における申立人の勤務実態に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録において、同社における資格喪失日は、厚生年金保険の当該事業所での資格喪失日と符合していることが確認できる。

一方、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立期間②当時における同社での勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間②当時、B社に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したものの、申立期間②当時における申立人の勤務実態に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録において、同社における資格取得日は、厚生年金保険の当該事業所での資格取得日と同日であることが確認できる。

- 3 申立人は、申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、両申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 25 日から 50 年 5 月 2 日まで
年金裁定手続の際に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、記録が無い旨の回答を受けた。
昭和 49 年 6 月 25 日にA社を設立し、代表取締役として勤務していたのは間違いない。また、現在受給している年金額が少額であることも納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、同社の元社会保険事務担当者の証言により認められる上、商業登記簿謄本により申立人が申立期間において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 50 年 5 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、上記の元社会保険事務担当者は、「A社が設立された当初、同社は厚生年金保険の強制適用事業所ではなく、昭和 50 年 5 月 2 日に初めて従業員のために適用事業所になったので、それ以前の期間については、申立人を含め、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録により、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員の一人は、「自身の厚生年金保険の被保険者期間と実際の勤務期間は一致している。」と証言している。

このほか、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。